

# 入 札 説 明 書

令和5年10月10日  
京 都 府 教 育 庁  
指 導 部 学 校 教 育 課

令和6年度京都府学力・学習状況調査業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和5年10月10日
- 2 契約担当者 京都府教育委員会教育長 前川 明範
- 3 担当部局名 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府庁第3号館4階  
京都府教育庁指導部学校教育課  
電話 (075)414-5831 / FAX (075)414-5837
- 4 入札に関する事項
  - (1) 業務の名称  
令和6年度京都府学力・学習状況調査業務
  - (2) 業務の仕様等  
別添仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
契約締結日～令和6年12月31日
  - (4) 納入場所  
別添仕様書のとおり
- 5 契約条項を示す場所  
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府庁第3号館4階  
京都府教育庁指導部学校教育課
- 6 入札参加者の資格  
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
  - (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
    - イ 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
    - ウ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
    - エ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

オ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の各業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「情報システム開発等」—小分類「システム分析・開発」

イ 大分類「情報システム開発等」—小分類「データ処理」

(5) この入札に示した業務を履行することができる能力があること。

## 7 資格確認の申請手続

資格確認を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 申請書の入手方法

原則として、(2)に示す申請書の提出期間までに、京都府教育委員会ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html>）の入札情報からダウンロードすること。

### (2) 提出期間

令和5年10月10日（火）から令和5年11月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

- (3) 提出場所  
5に同じ。
- (4) 提出方法
- ア 持参により提出する場合  
(2)の期間内に提出すること。
- イ 郵送により提出する場合  
(2)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること。  
なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格確認の結果を通知することができないことがある。
- (5) 添付書類  
申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
- ア 競争入札参加資格審査結果通知書（写）
- イ 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧（別記第2号様式）
- ウ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第3号様式）及び受任者の身分証明書の写し
- エ 共同企業体で参加の場合  
(7)共同企業体届出書兼委任状（参考様式1）  
(4)共同企業体協定書
- (6) 資料等の提出  
申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- (7) その他
- ア 申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 6の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。
- (7) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号 (075) 414-5429
- (4) 提出書類  
原則として、京都府ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。
- (7) 提出期限  
令和5年10月24日（火）午後5時  
なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。
- 8 参加資格を有する者の名簿への登載  
7について参加資格があると確認された者は、4の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。
- 9 参加資格結果の通知  
資格確認の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

## 10 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、9による資格確認の結果を通知した日の翌日から令和6年3月31日までとする。

## 11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当し、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

## 12 仕様書に係る質問・回答について

(1) 質問書の提出（参加資格を有する者に限る。）

ア 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知のあった日から  
令和5年11月15日（水）午後5時まで

イ 提出方法 FAX又は電子メール（期限必着）により提出すること。

ウ 提出先 京都府教育庁指導部学校教育課  
電話番号 075-414-5831  
FAX番号 075-414-5837  
メール gakkyou@pref.kyoto.lg.jp

エ 質問書は別紙様式4を使用し、念のため送付後に電話連絡すること。

オ 宛先は、「京都府教育委員会教育長 前川 明範」とすること。

カ 提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱う。

(2) 回答書の交付

ア 回答日 令和5年11月21日（火）午後4時までに電子メールにより交付する。

イ (2)アの日時までには回答交付がない場合は、8の名簿に登載された者全員から質問事項がなかったとして取り扱う。

(3) 質問書及び回答書の扱い

ア 回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

### 13 入札手続等

#### (1) 入札及び開札の日時、場所

- ア 日時  
令和5年11月27日(月)午後2時
- イ 場所  
京都府教育庁入札室

#### (2) 入札の方法

- ア 入札書(別紙様式1)は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式2)を提出することとし、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代理者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなくてはならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「令和6年度京都府学力・学習状況調査業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。  
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で直ちに再度の入札を行うときは、この限りでない。
- エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 一般競争入札参加資格確認結果通知書(別記第4号様式)又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札辞退届(別紙様式3)を郵送又は持参により事前に提出すること。

#### (3) 郵送による入札方法

- ア 受領期限 令和5年11月24日(金)午後5時
- イ 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府庁第3号館4階  
京都府教育庁指導部学校教育課

#### ウ その他

- (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
  - (イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「令和6年度京都府学力・学習状況調査業務入札書在中」と朱書きするとともに、一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを同封し、京都府教育庁指導部学校教育課あての親展とする。
  - (ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。  
なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- (5) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札者又はその代理人が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異義を申し立てることはできない。
- (8) 入札書に記載する金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 開札  
ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係りのない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。  
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外は入場することができない。
- (10) 再度入札  
開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。  
なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (11) 入札の無効  
次のアからケまでのいずれかに該当する者の入札は、無効とする。  
なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。  
ア 6に掲げる資格のない者のした入札  
イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札  
ウ 委任状を持参しない代理人による入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札  
カ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札  
キ 入札に関し不正な利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札  
ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札  
ケ その他入札に関する条件に違反した入札
- (12) 落札者の決定方法  
ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。  
イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

- 14 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- 15 入札保証金  
免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。
- 16 契約保証金  
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。規則第 159 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。
- 17 契約書の作成の要否  
要する。(別紙契約書案により作成するものとする。)
- 18 その他
  - (1) 1 から 17 までに定めるもののほか、規則に定めるところによる。
  - (2) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成 8 年京都府告示第 485 号)に基づく苦情申立てがあったときには、契約を締結せず、又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
  - (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
  - (4) 仕様書、契約書案等については、入札後速やかに返却すること。
  - (5) 入札者は、入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。